

## 勤労者向け各種融資あっせん制度をご利用ください

▷問い合わせ先＝東北労働金庫大船渡支店(☎01110)／商工課労政係(☎内線111)

▷対象＝市内に1年以上住所を有する勤労者で、次の要件を全て満たす人

①申込年齢＝申込時年齢が満18歳以上で、最終返済時年齢が満76歳未満の人

②勤続年数＝同一事業所に1年以上勤務している人

③年収＝前年中の税込み年収が150万円以上の人

### ■平成29年度勤労者向け各種融資あっせん制度の概要

種類	限度額	貸付期間	融資金利		資金用途
			団体会員(※)	団体会員以外	
生活資金	100万円	7年以内	3.0%	3.5%	生活資金、家具などの購入資金など
教育資金	200万円	10年以内	2.0%	2.5%	入学料、授業料、教科書購入費など
福祉資金	100万円	7年以内	1.2%	1.7%	育児・介護休業中の生活資金など

※団体会員とは、東北労働金庫に出資している次の①～③の団体のいずれかに所属している人です。①労働組合②国家公務員・地方公務員の団体③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で、一定の条件を満たす団体(同一企業の団体に限り)

④保証＝別途、指定する保証機関の保証が受けられる人

⑤その他＝納期到来分の市税を完納している人  
※制度の利用には、一定の条件を満たす必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

▷申込先＝東北労働金庫大船渡支店(☎01110)

## 求職者資格取得支援事業～助成対象の技能講習は14種類～

▷申請先／問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市内に住所を有する求職者が、市が指定する講習などを受講する場合に要する経費の一部を助成します。

### ▷助成対象となる講習など

- ・小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ショベルローダー運転技能講習
- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び堀削用)運転技能講習
- ・車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ・車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修
- ・介護支援専門員研修
- ・医療事務講座
- ・危険物取扱者保安講習

### ▷助成対象者＝次の全ての要件を満たす人

- ・市内在住の人
- ・満18歳以上の人(在学中の人を除く)

・対象講習の受講開始時点で、公共職業安定所に求職申し込みをしている人

・対象講習を受講し、修了した人

・市税を滞納していない人

▷助成金額＝講習などの受講料(テキスト代を除く)の1/2に相当する額(1,000円未満切り捨て)  
※単年度につき、15,000円が上限

▷申請方法・期限＝資格を取得した日から30日以内に、次の必要書類を提出してください。

①大船渡市求職者資格取得支援助成金交付申請書(様式第1号)

②公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し

③講習などの修了証明の写し

④受講料の領収書の写し

⑤大船渡市求職者資格取得支援助成金請求書(様式第2号)

※①と⑤の書類は、申請先および気仙管内の技能講習受講機関にあります。

※交付決定後、申請者が指定する口座に助成金を振り込みします。

## 平成30年度教育委員会非常勤職員を募集します

▷応募先／問い合わせ先＝生涯学習課総務係(☎内線280)

▷募集職種・人数＝社会教育指導員1人

▷仕事の内容＝社会教育に関する各種学級・講座の企画・運営、生涯学習情報の提供など

▷応募資格＝パソコン操作(ワード、エクセルなど)ができ、普通自動車免許を取得している人  
※社会教育主事、教員免許の資格を持つ人を優先します。児童・生徒に対し、英語指導の経験があればなお可

▷雇用期間＝平成30年4月1日～平成31年3月31日

※勤務成績に応じ、更新する場合があります。

▷勤務時間＝週30時間

▷報酬＝月額140,000円

▷保険＝雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入

▷勤務場所＝中央公民館

▷応募方法＝ハローワーク大船渡の紹介状、履歴書を生涯学習課に提出してください。

※指導経験のある人は、その内容を確認できる書類も一緒に提出してください。

▷応募締切日＝2月28日(水)

▷選考方法＝書類選考の後、面接を行い、採用者を決定します。採否は応募者全員にお知らせします。面接の日程は後日連絡します。

## ～住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金～申請は2月28日までに

▷問い合わせ先＝企画調整課企画係(☎内線229)

市では、一般住宅などへの太陽光発電システム設置費用の一部を助成しています。

補助金の枠に限りがありますので、本年度中に補助金の申請を予定している人は、2月28日(水)までに、必要書類を添えて申請してください。

なお、申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

▷対象＝次の要件をどちらも満たす人(法人を除く)

①市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人、または太陽光発電システムが設置された市内の建売住宅を購入する人

※住宅とは、個人が電灯契約している建物で、住宅(店舗、事務所などの併用住宅を含む)として使用されるものをいいます。

※店舗などとの併用住宅の場合、居住用部分の床面積が総床面積の1/2以上を占めるものに限り。

※太陽光発電システムは、太陽電池の最大出力合計値が10kW未満のものに限り。

②市税を滞納していない人

▷補助金額＝太陽電池の最大出力の合計値に1kW当たり3万円を乗じて得た額で、10万円が上限  
【例】4kWの太陽電池を設置した場合、4kW×3万円＝12万円となるため、補助金の額は上限の10万円となります。

### ▷留意点

①設置工事に着手する前に補助金の交付申請をし、市から交付決定を受けること。設置業者などの都合で、申請に必要な書類などの準備に時間がかかると見込まれる場合は、補助金交付申請書に可能な限りの必要書類を添えて2月28日(水)までに提出すること。

②設置工事は、3月31日(土)までに完了すること。完了しない場合、補助対象外となります。

③工事完了後、速やかに設置完了報告書などを提出すること。その際、工事完了日が確認できる書類(領収書のコピー、設置完了証明書など)と設置状況を確認できる写真を添付すること。

※補助金の活用については、設置業者と補助要件などを十分ご確認の上、ご検討ください。

